省　令

○厚生労働省令第百三十一号

再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成二十五年法律第八十五号）第二条第五項の規定に基づき、再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日　　厚生労働大臣　加藤　勝信

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（第一種再生医療等技術） **第二条**　法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。 一　（略） 二　遺伝子を導入若しくは改変する操作を行った細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものを用いる医療技術（前号に掲げるものを除く。） 三・四　（略）	（第一種再生医療等技術） **第二条**　法第二条第五項の厚生労働省令で定める再生医療等技術は、次のいずれかに該当する医療技術とする。 一　（略） 二　遺伝子を導入する操作を行った細胞又は当該細胞に培養その他の加工を施したものを用いる医療技術（前号に掲げるものを除く。） 三・四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第六十一号

船員法（昭和二十二年法律第百号）第三十二条第一項第二号の規定に基づき、船員法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月二十六日　　国土交通大臣　赤羽　一嘉

船員法施行規則の一部を改正する省令

船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（雇入契約の締結前の説明事項） **第十六条**　法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八　（略）	（雇入契約の締結前の説明事項） **第十六条**　法第三十二条第一項第二号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～八　（略）
九　海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合における措置に関する事項 十・十一　（略）	（新設） 九・十　（略）

附　則

この省令は、令和二年十二月二十六日から施行する。